

一般不妊治療費助成申請

一般不妊治療を受けた方で、次の要件に該当する方は、治療費の助成が受けられます。

平成28年3月1日から平成29年2月28日(火)までに受けた一般不妊治療にかかる費用については、平成29年3月17日(金)までに申請してください。

※医療機関で記載してもらった「一般不妊治療費助成金支給受診等証明書」については、発行までに期間を要することがありますので注意してください。

対象者 市内に住所があり、産婦人科・泌尿器科などで不妊症と診断され、一般不妊治療を受けている戸籍上の夫婦で、夫および妻の前年の所得の合計額が730万円未満の方

助成内容 一般不妊治療に要した自己負担額の2分の1以内の額を、1年度あたり5万円を上限として助成します。助成期間は連続する2年間です。

申請方法 下記の書類、夫婦の健康保険証、印鑑、振込先がわかるものを持参のうえ、いきいき広場内保健福祉グループで手続きしてください。

- ①一般不妊治療費助成金支給申請書
 - ②一般不妊治療費助成金の支給に関する同意書
 - ③一般不妊治療費助成金支給受診等証明書
 - ④該当する治療費の領収書
 - ⑤夫および妻の所得額を証明する書類
 - ⑥戸籍上の夫婦であることを証明する書類
 - ⑦住所を証明する書類
- ※①～③は、市公式ホームページからダウンロードできます。
 ※⑤～⑦は、申請者の同意を得て市が確認できる場合、省略できます。



問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ ☎ 52-9871

空き家の適正管理をお願いします

空き家対策の推進に関する「空家等対策特別措置法」が、平成27年5月26日に全面施行されました。

法律では、「空き家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と規定され、所有者などがみずからの責任により、適切に対応することが明確化されています。

また、市長は空き家の所有者などを特定するため、固定資産税課税などの事務のために利用する目的で保有する情報を利用できるようになり、次の4つのいずれかに当てはまる状態の空き家を「特定空家等」と定義し、「特定空家等」の所有者などに対して、撤去や修繕などの勧告・命令ができることになりました。

特定空家等

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※勧告を受けると固定資産税の住宅用地特例の優遇を受けられなくなり、命令に違反した場合は50万円以下の過料に処せられ、行政代執行法による強制撤去なども可能となりました。

《空き家は放置せず 早めに相談してください》

空き家を持っている方で、管理が困難な場合は、不動産事業者への相談やシルバー人材センターなどへ草刈り作業などの委託をお勧めします。

また、周辺に“危険な空き家”を見つけた場合は、市役所都市防災グループまでお知らせください。

問合せ先 市都市防災グループ ☎ 52-1111 (内線229)